

熊本県過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

令和8年（2026年）3月

熊 本 県

目 次

第 1 基本的な事項	1
(1) 持続的発展のための基本方針	1
(2) 持続的発展のための視点及び具体的な施策の展開	2
(3) 目標	3
(4) 計画期間	3
(5) 評価	3
第 2 具体的な施策	4
1 移住定住、地域間交流の促進、人材育成	4
2 産業の振興	6
3 情報化の推進	16
4 交通施設の整備及び交通手段の確保等	17
5 生活環境の整備	28
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 ...	31
7 医師の確保	35
8 教育の振興	37
9 集落の整備等	38
10 地域文化の振興等	39
11 再生可能エネルギーの利用の推進	40

第1 基本的な事項

本県では、過疎地域の持続的発展のための対策の大綱として、また、市町村が過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の策定指針として、県方針を令和7年（2025年）12月に策定した。

この県方針は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間を対象期間とするものであり、以下の基本的な方向により、過疎地域の持続的発展に取り組んでいくこととしている。

（1）持続的発展のための基本方針

本県では、令和6年（2024年）12月に、県政の最上位計画として「くまもと新時代共創基本方針」を策定し、その実現に向けた具体的施策をまとめた「くまもと新時代共創総合戦略」とともに、地方創生の取組みを推進することとした。

本県の持続的発展のためには、世界的半導体企業による本県への進出を契機とした「よき流れ」をしっかりと捉え、その効果を過疎地域を含む全県に波及させ最大化を図る取組みを推進する必要がある。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有しており、近年においては、過疎地域への移住者の増加や、情報通信技術を利用した働き方への取組みといった、過疎地域の課題解決に資する新たな動きがある。

そのような社会の変容を好機と捉え、それらの動きを加速させるとともに、持続可能な地域づくりに取組み、過疎地域がくらしの場として選ばれるような対策を講じていく必要がある。

そのため、過疎地域の子どもや高齢者、障がい者など、誰もが安心して住み続けたいと思う熊本の実現を目指し、出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための環境づくりや、人口移動による社会減を抑制する取組みなどを行うとともに、引き続き、道路整備や生活環境の整備、医療・福祉、教育サービスなど地域における一定の生活基盤・水準の確保に取り組む。

また、人口減少、少子高齢化が進行している過疎地域においては、地域活動を担う人材の確保が必要であるため、人材確保に向けた取組みを進めるとともに、過疎地域に暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるよう、過疎地域の持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域力の更なる向上に取り組む。

さらに本県においては、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨そして令和7年8月豪雨による大雨被害など甚大な被害が頻発している。特に過疎地域においては、災害を契機とした人口流出が顕著であることから、インフラ復旧はもと

より、地域に住み続けてもらうため、住まい・なりわいの再建など被災者への支援に取り組むとともに、復興まちづくりや集落再生など地域の再生・発展を早急に進める。

(2) 持続的発展のための視点及び具体的な施策の展開

上記基本方針を踏まえ、以下の視点をもって過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開する。

● 人材の確保、育成

地域の人材が地域内で暮らし続けられる環境を整え、出身者のUターンを含め、地域外からも人材を呼び込める魅力的な地域づくりを推進する。また、交流人口や関係人口の創出・拡大、二地域居住等に取り組むとともに、持続可能な地域づくりに資する人材育成等を推進する。

● 持続可能な地域経済活動の実現

地方への関心という世の中の流れを捉え、地域資源を活かし、持続可能な地域社会の形成及び地域力の更なる向上を図る。

● 安全・安心なくらしの確保

誰もが安心して住み続けたいと思う生活環境を確保するため、社会基盤等の整備を図る。

具体的な施策の展開

・ 移住定住、地域間交流の促進、人材育成
・ 産業の振興
・ 情報化の推進
・ 交通施設の整備及び交通手段の確保等
・ 生活環境の整備
・ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進
・ 医療の確保
・ 教育の振興
・ 集落の整備等
・ 地域文化の振興等
・ 再生可能エネルギーの利用の推進

この県方針を踏まえ、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画として、本計画を策定する。

(3) 目標

基準値 「令和2年(2020年)の人口」	目標値 「令和12年(2030年)の人口」
1,738千人	1,651千人

- ※ 基準値「令和2年(2020年)の人口」は、総務省統計局の令和2年「国勢調査」の人口の確定値。
- ※ 目標値「令和12年(2030年)の人口」は、「熊本県人口ビジョン」において、目指すべき将来の方向に沿った施策を展開することで、新しい人の流れを創造し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現されると仮定した場合の将来人口の試算数値を引用。

(4) 計画期間

令和8年(2026年)4月1日～令和13年(2031年)3月31日
(令和8年度から令和12年度までの5年間)

(5) 評価

「熊本県過疎地域持続的発展方針」及び「熊本県過疎地域持続的発展計画」に掲げる施策ごとに、「現状及び課題」、「今後の方向性」を庁内の各施策担当部署へ照会を行い、毎年度評価を行う。

また、評価の結果に基づき、必要に応じて方針及び計画の修正を行う。

なお、計画に掲げる事業の実施にあたっては、地域の実情や課題の把握に努め、市町村に対して必要な支援を行うとともに、市町村間の広域連携や民間活力の活用、県による補完など、県と市町村がお互いの強みを理解し、相互に役割を補い合っていけるよう、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

第2 具体的な施策

1 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

移住定住の促進、地域間交流の促進、人材の確保及び育成の推進施策として、次の事業を実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

(1) 移住定住の促進

事業名	事業内容
●移住定住促進事業	移住相談窓口の設置や、東京・大阪・福岡での移住相談会の開催、SNS ツールを活用した情報発信等により、過疎地域への移住定住の取組みを総合的に支援。
○移住支援事業	一定の条件を満たす東京圏からの移住者を対象に「移住支援金」を支給する市町村に対する補助。 (国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)
○熊本県移住定住促進すまい・課題解決等支援補助金	移住者の「すまい」の確保に関する支援、移住の推進を図るための地域課題の解決のための市町村の取組みに対する補助。 (県 1/2 または 2/3)
●関係人口創出拡大事業	ファンベースの関係人口の創出・拡大のため、熊本に関するテーマでの交流会と、県内での体験会を実施。

(2) 地域間交流の促進、人材の確保及び育成

事業名	事業内容
●都市農村交流対策事業	農業体験等により都市住民と農村地域との連携を深めることと併せて農泊等の地域づくり人材の育成に取り組むことで、都市と農村と

事業名	事業内容
<p>●未来につながるさと 応援事業</p>	<p>の交流拡大を図る。</p> <p>中山間地域や棚田地域等において、農業・農村が持つ多面的機能等の理解促進のための学習活動及び体験交流活動等を支援。</p>
<p>●〇くまもと未来づくりスタートアップ事業</p>	<p>県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、地域未来創造会議の議論を踏まえた取組みや被災地域の復旧・復興に向けた取組みをはじめとする地域団体や市町村等による主体的な取組みや複数の市町村等による広域的な取組みを支援 (県 1/2～2/3)</p>
<p>●特定地域づくり事業協同組合制度支援事業(過疎地域等政策支援員の配置)</p>	<p>特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進のため、特定地域づくり事業協同組合制度支援員(過疎地域等政策支援員)を配置。</p> <p>制度の周知・啓発を行うとともに、制度活用を希望する事業者等に対する認定手続の支援や、認定後のフォローアップを実施。</p>

2 産業の振興

過疎地域の基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、商業の振興や地場産業の振興、起業の促進、観光の振興等を図るため、次の事業を実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

(1) 農林畜水産業の振興

① 農畜産業の振興

事業名	事業内容
○「食のみやこ熊本県」創造 コンソーシアム推進事業	地域で一体となって取り組む食の高付加価値化、ブランド化、PR等へのソフト・ハード面への支援
●6次産業化総合支援強化 事業	農林水産加工品の全国展開を目指すための商品開発・販売等の6次産業化支援体制強化等への支援
○農地利用効率化等支援交 付金事業	担い手の経営発展を推進するための、機械・施設の導入支援 (国 3/10 等)
○農業次世代人材投資事業	就農前の研修段階、就農直後の経営確立のための資金の給付。 (国定額)
○新規就農者育成総合対策 事業	新規就農者の経営発展に資する機械・施設の導入支援 (機械・施設等の導入 国 1/2、県 1/4) (サポート体制整備 国 1/2)
●県営かんがい排水事業	第二多良木地区(多良木町)等を受益地とした、水管理の省力化、農業水利施設の長寿命化や安全性の向上により、担い手への農地集積を加速化するための農業用排水施設の新設及び更新の実施。 実施地区：第二多良木地区、糸田堰地区、教良木

事業名	事業内容
<p>● 県営畑地帯総合整備事業</p>	<p>地区、小島地区、広崎地区、阿村地区、第三一の宮地区、第六阿蘇1期地区、津口・芝口一期地区、鮎之瀬地区、二溝地区、小川地区、津口・芝口二期地区、松下・中部地区</p> <p>大口西部地区（宇城市）等を受益地とした、生産性の合理化及び担い手の経営の安定化等を図るための生産基盤整備の実施。</p> <p>実施地区：大口西部地区、日明・今地区、里浦地区、上原田地区、高原地区、下浦志柿地区</p>
<p>● 県営経営体育成基盤整備事業</p>	<p>湯貫新田地区（天草市）等を受益地とした、区画整理、暗渠排水及び客土等の実施。また、老朽化した用排水路や農道の生産基盤の整備と経営体の育成。</p> <p>実施地区：湯貫新田地区、上津浦地区、栖本中央地区、久重南地区、第五阿蘇地区、両出地区</p>
<p>● 県営中山間地域総合整備事業</p>	<p>美里地区（美里町）等、地形条件等の不利な中山間地域において、将来的な農村集落の活性化を目的とした農業生産基盤や農村生活環境の整備。</p> <p>実施地区：美里地区、芦水地区、天草中央中地区、天草中央南地区、天草中央北地区、栖本地区、京の島地区、矢部中部地区、上長田地区、水俣地区、国見地区、第二上益城中央地区、御岳地区、立野地区、芦北東部地区、戸馳地区、湧井地区、岩野地区、藤井・日置地区、黒川地区、長山東地区、第一草部地区、久石地区、不知火干拓地区、第三菊池東部地区</p>

事業名	事業内容
<p>●県営農道整備事業</p> <p>○熊本県農業農村整備推進交付金</p> <p>○中山間地域総合支援対策事業</p> <p>○多面的機能支払事業</p> <p>○中山間地域等直接支払事業</p> <p>○鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業</p>	<p>北牟田尾田3期地区（玉名市）を受益地として、農産物物流の合理化及び農業生産性の向上を図るため農道の整備を実施。 実施地区：北牟田尾田3期地区</p> <p>農地や農業水利施設など農業生産基盤の整備を推進するために、市町村等が実施する農業農村整備事業等に対する助成。</p> <p>元気な中山間地域を次世代へ継承するためのデジタル技術等の導入による取組みや農村RMO形成の推進等</p> <p>農業者等で構成する活動組織が行う水路の泥上げや農道の路面維持等の多面的機能を支える共同活動などを支援。 (国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)</p> <p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う集落等を支援 (国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)</p> <p>市町村及び協議会が行う、野生鳥獣による農作物被害対策に必要な経費を支援 (国 1/2(条件不利地 55/100)以内等)</p>

② 林業の振興

事業名	事業内容
<p>○森林整備地域活動支援交付金事業</p>	<p>森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林経営計画作成や森林施業集約化促進等に必要な働きか</p>

事業名	事業内容
○森林環境保全整備事業	<p>け等の地域活動を支援するため、対象行為を行う森林所有者等に対し、市町村が補助する経費に対し助成。</p> <p>(国 1/2、県 1/4)</p>
○間伐等森林整備促進対策事業	<p>森林の有する公益的機能の高度発揮と持続的、安定的な林業生産の基盤としての健全な森林資源の整備を図るため、再造林、鳥獣害防止施設、下刈り、間伐、森林作業道等の整備に対し助成。</p> <p>(国 3/10～5/10、県 1/10～2/10)</p>
●くまもと林業大学校人財づくり事業	<p>森林資源の質的充実と公益的機能の維持増進のための間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を強化するため、伐倒、搬出、森林作業道等の整備に対し助成。</p> <p>(国定額)</p>
○林業・木材産業振興施設等整備事業 (林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)	<p>新規就業希望者を対象とした長期研修や林業関係高校生への体験学習等の実施及び、現在雇用されている林業従事者の技術研修実施等の支援。</p>
○林業・木材産業振興施設等整備事業 (林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)	<p>木材加工流通施設や高性能林業機械等の導入に対する支援</p> <p>(国 1 / 2 以内)</p>
○特用林産物施設化推進事業	<p>特用林産物（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭等）の生産振興を図るため、高品質化、低コスト化等を目指した生産・加工施設の整備等への取り組みについて支援。</p> <p>(県 3/10 以内)</p>

③ 水産業の振興

事業名	事業内容
●水産団体経営安定総合対策事業	漁協の安定した経営基盤と組織体制構築に向けた巡回指導及び取組への支援。
○未来の漁村を支える人づくり事業	新規就業希望者等に対する漁業研修等に要する経費及び新規漁業就業者の確保・育成の取組みに対する助成 (県 1/2 以内)
○稼げる水産業づくり推進事業	浜の活力再生のため、「販売力強化」、「ブランド力向上」の取組みを実施する漁協等に対する助成及び「適正な流通対策」を推進するための普及・啓発等に要する経費 (県 1/2 以内)
○浜の活力再生加速化支援事業	浜の活力再生プランの取組みに位置付けられた施設等の整備に対する助成
○くまもとの魚海外市場等ターゲット拡大事業	県産水産物の輸出促進の取組みに対する助成
○水産多面的機能発揮対策事業	漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対する助成
○赤潮対策緊急支援事業	赤潮被害の最小化に向けたモニタリング体制の構築や赤潮発生抑制対策等の実施、大型生け簀や足し網等の導入に対する助成
○さかなを守り育む豊かな海づくり事業	種苗生産や共同放流に対する助成及び資源管理の取組みに要する経費
○漁民の森づくり事業	漁業関係団体等が実施する植林等の森づくり活動に対する助成 (県 270 万円が上限)
●水産基盤整備事業 ①水産流通基盤整備事業	水産物の流通の拠点となる漁港において、水産物の品質・衛生管理の向上及び陸

事業名	事業内容
②水産生産基盤整備事業	<p>揚げ・集出荷機能の強化等に資する漁港の整備。 実施地区：牛深漁港</p> <p>水産物の安定供給に資する漁港施設の整備。 実施地区：御所浦漁港</p>
③水産物供給基盤機能保全事業	<p>施設管理の計画的な取組みにより、コスト縮減と平準化を図りながら、既存施設の機能を保全。 実施地区：牛深漁港、御所浦漁港、二江漁港、大江漁港、大多尾漁港、佐伊津漁港、宮田漁港、下桶川漁港、樋合漁港、鳩之釜漁港、合串漁港、丸島漁港</p>
④水産環境整備事業	<p>漁場生産力の回復を図るため、底質改善及び藻場の造成等の実施。 実施箇所：熊本八代地区、熊本天草地区</p>
⑤漁港施設機能強化事業	<p>高潮・波浪対策として、防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化に係る整備。 実施箇所：樋合漁港</p>
⑥漁村再生交付金事業	<p>個性的で豊かな漁村の再生を支援するため、漁港施設、漁場及び生活環境施設の効率的な整備の推進。 実施箇所：佐伊津漁港</p>
○水産基盤整備事業 ①水産生産基盤整備事業	<p>水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るため、生産基盤の整備並びに水域の環境保全対策を実施する市町に対する補助。 (国 1/2～8/10)</p>

事業名	事業内容
②水産物供給基盤機能保全事業	施設管理の計画的な取組みにより、コスト縮減と平準化を図りながら、既存施設の機能を保全する市町に対する補助。 (国 1/2～8/10)
③漁港施設機能強化事業	高潮・波浪対策として、防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化に係る整備する市町に対する補助。(国 1/2～8/10)
④漁村再生交付金事業	漁港施設、漁場及び生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する市町に対する補助。(国 1/2～6/10)

(2) 商工業の振興

① 商業の振興

事業名	事業内容
●企業の農業参入トータルサポート事業	地域と調和した企業の農業参入の促進、農業参入した企業が農業を通じた地域振興に取り組む活動の支援

② 地場産業の振興

事業名	事業内容
●企業立地促進補助金	県内に製造業等の事業所を新設又は増設するものに、投資、雇用等に対する補助を実施。過疎地域においては、雇用に対する補助額を1.5倍に嵩上げ。
●産業支援サービス業等補助金	県内に産業支援サービス業等に係る事業所を新設又は増設するものに、投資、雇用等に対する補助を実施。過疎地域においては、雇用に対する

事業名	事業内容
●産業成長ビジョン推進事業	<p>補助額を1.5倍に嵩上げ。</p> <p>本県産業政策の新たな指針である「熊本県産業成長ビジョン」に基づき、本県の製造業及びIT関連産業の成長に資するため、ビジョンで掲げる重点的な取組みの具体的な施策を企画、実行すると共に、ビジョンの進捗評価等を実施。</p>
●地場企業立地促進費補助	<p>県内に製造業等の事業所を新設又は増設するものに、投資、雇用等に対する補助を実施。過疎地域においては、雇用に対する補助額を1.5倍に嵩上げ。</p>
●リーディング企業創出事業	<p>高い付加価値額の創出又は、労働生産性の大幅な向上を達成し、リーディング企業となることを目指し成長に向けた計画を有している中小企業をリーディング育成企業として認定し、総合的・継続的な支援を実施。</p>
●プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	<p>県内企業の成長戦略を支援するため、県内にプロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、企業の「攻めの経営」や経営改善の意欲を喚起し、必要な県内外のプロフェッショナル人材の獲得をサポートする。</p>
●くまもと半導体産業推進ビジョン推進事業	<p>世界的半導体メーカーの進出を契機に策定した「くまもと半導体産業推進ビジョン」に基づき、県内産業の更なる振興と県内全域における経済成長を実現するため、事業の進捗管理等を行う。</p>
●熊本空港周辺地域における産業振興創出事業	<p>「世界に開かれた活力あふれる熊本」の実現のため、空港周辺地域を拠点として「人・もの・技術・情報」の知の集積、好循環（エコシステム）の形成により新産業の創出を目指す「UXプロジェクト」を推進。</p>

③ 企業の誘致対策、起業の促進

事業名	事業内容
●熊本イノベーションスクール事業	社内イノベータ育成プログラムの実施により、新たな地域経済牽引事業の創出及び県経済の中核を担う人材の人的ネットワーク構築を促進。
●創業・新分野進出推進事業	県内大学との共催によるビジネスプランコンテストの開催、創業初期の事業者に対する商品開発等への補助、九州・山口各県の共催によるベンチャーコンテスト等を実施。
●次世代ベンチャー創出支援事業	産学官金で構成するコンソーシアムにより、シーズの発掘から創業、その後の成長に向け、フェーズに応じた伴走支援を実施。
●インキュベーション施設運営管理事業	「くまもと大学連携インキュベータ」において、入居企業等の研究開発や事業展開を支援する人材を配置。

(3) 観光産業の振興

事業名	事業内容
●観光資源・コンテンツの魅力向上	<p>修学旅行の誘致に係るセールス及び旅行会社担当者・学校関係者等を対象としたモニターツアーを行う。</p> <p>また、本県ゆかりのマンガ・アニメ等の作品と連携し、国内外からの誘客・周遊促進に取り組む。</p>
●戦略的なプロモーション	ターゲットに応じた媒体による情報発信、旅行会社に対するセミナー、商談会やファムツアーの開催による旅行商品造成の働きかけ等により、本県延べ宿泊者数及び観光消費額の増大を図る。

事業名	事業内容
<p>●受入環境整備</p> <p>●観光産業基盤強化・活性化</p>	<p>観光客の満足度向上や観光産業の収益性を高め、持続可能な観光地域づくりを推進するため、多様化するニーズに応じた受入環境整備への支援等に取り組む。</p> <p>地域の観光産業を支える人材の育成・確保を図るため、観光関連事業者等を対象としたセミナーの実施や、求職者向けの合同就職面談会等に取り組む。</p>

(4) 港湾の整備

事業名	事業内容
<p>●重要港湾改修事業</p> <p>●港湾補修事業</p>	<p>三角西港の緑地整備等。</p> <p>港湾施設等の老朽化対策、利用効率の低下した施設の改良・補修等。</p>

3 情報化の推進

地域における情報化の推進施策として、次の事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

(1) ICTを利活用するための環境整備

事業名	事業内容
○携帯電話等エリア整備事業（基地局施設整備事業）	携帯電話の圏外解消のため基地局施設を整備する市町村に対し、費用の一部を国が補助をする。（国 1/2 以内）

(2) デジタル行政の実現

事業名	事業内容
●行政デジタル化推進事業	デジタル人材の派遣や人材育成等により市町村のDX支援を行う。

4 交通施設の整備及び交通手段の確保等

(1) 基幹的な市町村道等の整備

過疎法第16条の規定に基づき、市町村が管理する基幹的な道路等（過疎地域とその他の地域を連絡するものを含む。）を、県が市町村に代わって整備する。

事業名	事業内容	市町村名
市町村道	(1) 新設・改良 3路線 2,360m 鍋ヶ滝線 幅員 7.0m 1,160m 梅戸・明神町線 幅員 10.75m 1,000m 汐見町1号線 幅員 10.75m 200m	小国町 水俣市 水俣市
林道 森林基幹道	(1) 新設 8路線 17,920m 池ノ原走水線 幅員 4.0m 1,500m 二本杉葉木線 幅員 4.0m 1,700m 槻木北線 幅員 4.0m 984m 湯山峠小崎線 幅員 4.0m 4,000m 瀬目下谷線 幅員 4.0m 2,500m 山江球磨線 幅員 4.0m 4,100m 岡大槻線 幅員 4.0m 236m 川島大岩線 幅員 4.0m 2,900m	八代市(旧東陽村、旧坂本村の区域) 八代市(旧泉村の区域) 多良木町 水上村 五木村 山江村、球磨村 球磨村 球磨村
森林管理道	(1) 新設 3路線 8,400m 洞岳線 幅員 4.0m 2,000m 松生屋敷野線 幅員 4.0m 1,700m 四浦西線 幅員 4.0m 4,700m	美里町 芦北町 相良村

事業名	事業内容
○森林・林業・木材産業 基盤整備交付金	<p>森林・林業・木材産業の基盤整備を推進するため、林道事業等を実施する市町村を支援する。</p> <p>国庫補助の対象となる林道事業及び国庫補助の対象とならない小規模な林道事業等（特認事業）を行う市町村に対して、以下の交付率により交付金を交付する。</p> <p>① 林道開設事業 (14/100 以内) ② 林道改良事業 (9/100 以内) ③ 林道舗装事業 (9/100 以内) ④ 特認事業 (1/2 以内)</p>

(2) 国道・県道等の整備

日常生活拠点間及び圏域間の連絡の強化、地域連携軸の基礎となる交通体系を整備するため、次のとおり道路を整備する。

事業名	事業内容	市町村名
●国道	<p>(1) 改良 24路線 36,219m</p> <p>国道324号 幅員12.0m、延長2,800m (本渡道路Ⅱ期)</p> <p>国道266号 幅員12.0m、延長3,400m (大矢野道路)</p> <p>国道445号 幅員7.0m、延長730m (椎原2バイパス)</p> <p>国道445号 幅員7.0m、延長730m (椎原3バイパス)</p> <p>国道445号 幅員7.0m、延長1,500m (五家荘2-1拡幅)</p> <p>国道445号 幅員7.0m、延長1,000m (五家荘2-2拡幅)</p> <p>国道445号 幅員7.0m、延長16.5m (葉桜橋)</p> <p>国道445号 幅員8.0m、延長900m (下青井工区)</p> <p>国道389号 幅員10.0m、延長3,500m (下田南バイパス)</p> <p>国道266号 幅員7.5m、延長4,700m (本渡一牛深工区)</p> <p>国道325号 幅員23.25m、延長3,100m (鹿本2工区)</p> <p>国道266号 幅員9.75m、延長2,100m (望薩峠2拡幅)</p> <p>国道266号 幅員7.5m、延長500m (松島工区)</p> <p>国道445号 幅員7.0m、延長1,800m (早楠3拡幅)</p> <p>国道445号 幅員7.0m、延長1,000m (早楠4拡幅)</p>	<p>天草市</p> <p>上天草市</p> <p>八代市(旧泉村の区域)</p> <p>八代市(旧泉村の区域)</p> <p>八代市(旧泉村の区域)</p> <p>八代市(旧泉村の区域)</p> <p>八代市(旧泉村の区域)</p> <p>人吉市</p> <p>天草市</p> <p>天草市</p> <p>山鹿市</p> <p>上天草市・天草市</p> <p>上天草市</p> <p>美里町</p> <p>美里町</p>

事業名	事業内容	市町村名
	国道 442 号 幅員 7.5m、延長 1,460m (瀬の本工区)	南小国町
	国道 219 号 幅員 7.0m、延長 72m (免田橋)	あさぎり町
	国道 219 号 幅員 7.0m、延長 1,590m (免田東)	あさぎり町
	国道 445 号 幅員 7.5m、延長 500m (四浦東工区)	相良村
	国道 445 号 幅員 7.5m、延長 1,600m (相良バイパス)	相良村
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 540m (尾崎工区)	相良村
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 600m (宮園拡幅)	五木村
	国道 445 号 幅員 7.0m、延長 1,400m (九折瀬バイパス)	五木村
	国道 389 号 幅員 7.5m、延長 680m (都呂々拡幅)	苓北町
	(2) トンネル補修 5 路線 国道 219 号外	八代市外 5 市町村
	(3) 災害防除事業 13 路線 国道 212 号外	八代市外 16 市町村
	(4) 舗装補修事業 13 路線 国道 212 号外	八代市外 24 市町村
	(5) 道路施設修繕費 13 路線 国道 212 号外	八代市外 26 市町村

事業名	事業内容	市町村名
● 県道	<p>(1) 改良 1 1 6 路線 77,354m</p> <p>芦北坂本線 幅員 9.25m、延長 630m (百済木 2 工区)</p> <p>宮原五木線 幅員 7.0m、延長 300m (河俣工区)</p> <p>宮原五木線 幅員 7.0m、延長 300m (河俣 2 工区)</p> <p>坂本人吉線 幅員 8.0m、延長 300m (坂本工区)</p> <p>氷川八代線 幅員 7.0m、延長 1,218m (南工区)</p> <p>中津道八代線 幅員 8.0m、延長 320m (藤本工区)</p> <p>天月湯浦線 幅員 7.0m、延長 800m (市野瀬工区)</p> <p>天月湯浦線 幅員 7.0m、延長 300m (市野瀬 2 工区)</p> <p>水俣田浦線 幅員 9.5m、延長 500m (浜工区)</p> <p>水俣港大黒町線 幅員 7.0m、延長 1,200m (梅戸工区)</p> <p>人吉水俣線 幅員 7.0m、延長 638m (古里工区)</p> <p>湯出大口線 幅員 7.0m、延長 400m (手子田工区)</p> <p>水俣出水線 幅員 7.0m、延長 400m (湯出工区)</p> <p>熊本玉名線 幅員 6.0m、延長 150m (小天工区)</p> <p>本渡牛深線 幅員 7.0m、延長 2,500m (中田工区)</p> <p>有明倉岳線 幅員 7.0m、延長 760m (楠甫工区)</p>	<p>八代市 (旧坂本村の区域)</p> <p>八代市 (旧東陽村の区域)</p> <p>八代市 (旧東陽村の区域)</p> <p>八代市 (旧坂本村の区域)</p> <p>八代市 (旧東陽村の区域)</p> <p>八代市 (旧坂本村の区域)</p> <p>水俣市</p> <p>水俣市</p> <p>水俣市</p> <p>水俣市</p> <p>水俣市</p> <p>水俣市</p> <p>水俣市</p> <p>水俣市</p> <p>水俣市</p> <p>玉名市</p> <p>天草市</p> <p>天草市</p>

事業名	事業内容	市町村名
	有明倉岳線 幅員 7.0m、延長 150m (浦工区)	天草市
	龍ヶ岳御所浦線 幅員 7.0m、延長 140m (中津工区)	天草市
	龍ヶ岳御所浦線 幅員 7.0m、延長 700m (御領1工区)	天草市
	本渡牛深線 幅員 7.0m、延長 700m (下平北工区)	天草市
	牛深天草線 幅員 7.0m、延長 700m (姫の河内1工区)	天草市
	牛深天草線 幅員 7.0m、延長 700m (姫の河内2工区)	天草市
	牛深天草線 幅員 7.0m、延長 100m (福連木工区)	天草市
	牛深天草線 幅員 7.0m、延長 700m (鬼塚工区)	天草市
	本渡牛深線 幅員 7.0m、延長 600m (浦河内工区)	天草市
	本渡牛深線 幅員 7.0m、延長 250m (越地工区)	天草市
	引地本町線 幅員 7.0m、延長 1,450m (本町工区)	天草市
	河内上津浦線 幅員 7.0m、延長 1,644m (下津浦工区)	天草市
	河内上津浦線 幅員 7.0m、延長 800m (河内1工区)	天草市
	大宮地宮地岳線 幅員 9.25m、延長 600m (五反原工区)	天草市
	本渡五和線 幅員 9.25m、延長 500m (二江工区)	天草市
	新合高浜港線 幅員 9.25m、延長 150m (河浦工区)	天草市
	坂瀬川鬼池港線 幅員 9.25m、延長 200m (手野工区)	天草市

事業名	事業内容	市町村名
	本渡苓北線 幅員 9.25m、延長 380m (本町平床工区)	天草市
	田底鹿本線 幅員 10.0m、延長 1,000m (分田工区)	山鹿市
	山鹿植木線 幅員 9.75m、延長 950m (北谷工区)	山鹿市
	和仁山鹿線 幅員 9.75m、延長 550m (平小城1工区)	山鹿市
	和仁山鹿線 幅員 9.75m、延長 1,200m (城工区)	山鹿市
	菊池鹿北線 幅員 7.5m、延長 650m (傘ノ工区)	山鹿市
	菊池赤水線 幅員 6.0m、延長 300m (旭志尾足工区)	菊池市(旧旭志村の区域)
	満越城本線 幅員 9.75m、延長 620m (中工区)	上天草市
	満越城本線 幅員 9.75m、延長 300m (新開工区)	上天草市
	松島馬場線 幅員 7.0m、延長 1,160m (大山工区)	上天草市
	郡浦網田線 幅員 7.0m、延長 650m (三角町工区)	宇城市(旧三角町の区域)
	内牧坂梨線 幅員 7.0m、延長 700m (山田工区)	阿蘇市(旧阿蘇町の区域)
	高森波野線 幅員 10.0m、延長 700m (滝水工区)	阿蘇市(旧波野村の区域)
	河陰阿蘇線 幅員 7.0m、延長 600m (跡ヶ瀬工区)	阿蘇市(旧阿蘇町の区域)
	三本松甲佐線 幅員 5.0m、延長 690m (甲佐平工区)	美里町
	清和砥用線 幅員 7.0m、延長 450m (石野工区)	美里町
	玉名立花線 幅員 9.5m、延長 510m (菰田橋工区)	和水町

事業名	事業内容	市町村名	
	和仁菊水線 (野田工区)	幅員 7.0m、延長 400m	和水町
	和仁山鹿線 (東吉地工区)	幅員 9.5m、延長 750m	和水町
	玉名立花線 (長小田工区)	幅員 9.75m、延長 1,000m	和水町
	玉名八女線 (中和仁工区)	幅員 7.0m、延長 500m	和水町
	玉名八女線 (和仁工区)	幅員 7.0m、延長 650m	和水町
	大牟田南関線 (久重工区)	幅員 7.0m、延長 350m	南関町
	大牟田南関線 (久重2工区)	幅員 7.0m、延長 350m	南関町
	南関大牟田北線 (関外目工区)	幅員 6.0m、延長 1,100m	南関町
	南小国上津江線 (中原3工区)	幅員 7.0m、延長 800m	南小国町
	南小国波野線 (満願寺工区)	幅員 8.0m、延長 1,600m	南小国町
	満願寺黒川線 (満願寺工区)	幅員 7.0m、延長 1,200m	南小国町
	北里宮原線 (北里工区)	幅員 7.0m、延長 1,100m	小国町
	南小国波野線 (山鹿工区)	幅員 7.0m、延長 700m	産山村
	笹倉久住線 (産山工区)	幅員 7.0m、延長 450m	産山村
	南小国波野線 (田尻工区)	幅員 7.0m、延長 1,200m	産山村
	竹田五ヶ瀬線 (津留工区)	幅員 7.0m、延長 700m	高森町
	津留柳線 (野尻工区)	幅員 7.0m、延長 475m	高森町

事業名	事業内容	市町村名
	熊本高森線 (久石工区)	南阿蘇村
	柿原入佐線 (造別当工区)	山都町
	河内矢部線 (橋2工区)	山都町
	河内矢部線 (麻山工区)	山都町
	小峰川内線 (川野工区)	山都町
	稲生野甲佐線 (島木工区)	山都町
	清和砥用線 (目丸工区)	山都町
	横野矢部線 (葛原工区)	山都町
	横野矢部線 (市原工区)	山都町
	河内矢部線 (郷野原工区)	山都町
	芦北坂本線 (立川工区)	芦北町
	芦北坂本線 (横居木工区)	芦北町
	芦北坂本線 (宮浦3工区)	芦北町
	古石天月線 (告工区)	芦北町
	天月湯浦線 (宮崎工区)	芦北町
	球磨田浦線 (吉尾工区)	芦北町
	水俣田浦線 (福浦4工区)	津奈木町

事業名	事業内容	市町村名	
	水俣田浦線 (平国工区)	幅員 7.0m、延長 300m	津奈木町
	深川津奈木線 (染竹工区)	幅員 9.25m、延長 1,080m	津奈木町
	覚井一武線 (木上工区)	幅員 9.75m、延長 450m	錦町
	覚井一武線 (水無川橋)	幅員 9.75m、延長 30m	錦町
	小枝深水線 (深田西工区)	幅員 5.0m、延長 1,136m	あさぎり町
	皆越免田線 (上西工区)	幅員 7.0m、延長 400m	あさぎり町
	錦湯前線 (久米2工区)	幅員 11.0m、延長 1,200m	多良木町
	梶屋多良木線 (多良木工区)	幅員 12.0m、延長 500m	多良木町
	人吉水上線 (黒肥地1工区)	幅員 9.75m、延長 700m	多良木町
	人吉水上線 (黒肥地2工区)	幅員 9.75m、延長 1,200m	多良木町
	人吉水上線 (黒肥地3工区)	幅員 9.75m、延長 1,200m	多良木町
	中河間多良木線 (槻木工区)	幅員 5.0m、延長 500m	多良木町
	幸野染田線 (浜川工区)	幅員 5.0m、延長 990m	湯前町
	五木湯前線 (水洗工区)	幅員 5.0m、延長 500m	水上村
	五木湯前線 (川内工区)	幅員 7.0m、延長 460m	水上村
	上椎葉湯前線 (江代工区)	幅員 5.0m、延長 687m	水上村
	相良人吉線 (初神工区)	幅員 5.0m、延長 500m	相良村

事業名	事業内容	市町村名
	小鶴原女木線 幅員 5.0m、延長 2,190m (小鶴工区)	五木村
	五木湯前線 幅員 5.0m、延長 100m (竹の川工区)	五木村
	宮原五木線 幅員 7.0m、延長 370m (椿工区)	五木村
	五木湯前線 幅員 7.0m、延長 230m (吐合工区)	五木村
	相良人吉線 幅員 5.0m、延長 450m (尾崎工区)	山江村
	相良人吉線 幅員 5.0m、延長 400m (椎谷工区)	山江村
	坂本人吉線 幅員 7.0m、延長 500m (大川内工区)	山江村
	遠原渡線 幅員 5.0m、延長 254m (三ヶ浦工区)	球磨村
	高沢一勝地線 幅員 5.0m、延長 350m (中園工区)	球磨村
	人吉水俣線 幅員 6.0m、延長 700m (一勝地工区)	球磨村
	坂瀬川御領線 幅員 7.0m、延長 1,280m (種草工区)	苓北町
	都呂々宮地岳線 幅員 7.0m、延長 500m (涼松工区)	苓北町
	福連木都呂々線 幅員 9.25m、延長 500m (都呂々工区)	苓北町
	河内上津浦港線 幅員 9.25m、延長 800m (河内 1 工区)	苓北町
	大田尾新合線 幅員 9.25m、延長 700m (小宮地 1 工区)	苓北町
	(2) 橋梁補修事業 20 路線 宮原五木線外	八代市外 13 市町村

事業名	事業内容	市町村名
	(3) トンネル補修 4 路線 県道阿蘇吉田線外	八代市外 3 市町村
	(4) 災害防除事業 37 路線 県道坂本人吉線外	八代市外 21 市町村
	(5) 舗装補修事業 76 路線 県道大牟田植木線外	八代市外 26 市町村
	(6) 道路施設修繕費 33 路線 県道阿蘇吉田線外	八代市外 26 市町村
	(7) 北牟田尾田 3 期地区幅員 7.0m 延長 1,026m	玉名市 (旧天水町の区域)

(3) 交通確保対策

地域住民の交通手段の維持・確保を図るため、次の事業を実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●生活交通路線維持費補助事業	地域間幹線系統の運行に要する経費や車両の更新等に要する経費に対する補助
●コミュニティ交通活性化総合交付金事業	市町村が行うコミュニティ交通の導入改善や確保維持を目的に実施された事業に要する経費に対する補助
●鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	鉄軌道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費に対する補助。
●肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業	肥薩おれんじ鉄道の鉄道基盤設備維持費に対する補助。

5 生活環境の整備

過疎地域において快適な生活環境を整備するため、次の事業を実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

(1) 水道、生活排水処理施設等の整備

事業名	事業内容
○公共浄化槽等整備 推進事業	下水道や集落排水等の集合処理の対象ではない地域において、市町村が設置主体となって浄化槽整備を行う事業に対し、事業費の6.5%以内の予算の範囲内において事業実施の翌年度に交付。
○合併処理浄化槽整備 促進事業	浄化槽設置整備事業に加え、上乗せ補助を行っている市町村に対する補助。 (県 1/2 以内)
○浄化槽整備事業	下水道や集落排水等の集合処理の対象ではない地域において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換した場合、浄化槽を整備する者に対して補助を行っている市町村に対する補助。(国 1/3 以内、県 1/3 以内) (離島地域 国 1/2 以内、県 1/4 以内)
○農業集落排水施設 整備後年交付金	生活排水施設整備等により、農業用排水の水質保全と農業用排水施設の機能維持を図り、併せて農村環境の改善に寄与する事業。農業集落排水施設の整備を図るため、市町が行う農業集落排水施設整備に要する事業費に対し、事業費の6.5%以内で予算の範囲内において事業実施の翌年度に交付。
○漁業集落排水事業 後年交付金	生活排水施設整備等により、有明海・八代海の再生をはじめとした海域環境の改善に寄与する事業。漁業集落排水施設の整備を図るため、市町が行う漁業集落環境整備事業における漁業集落排水施設整備に要する事業費に対し、事業費の6.5%以内で予算の範囲内において事業実施の翌年度に交付。

(2) 消防・防災施設等の整備

事業名	事業内容
○市町村等消防施設整備補助	市町村等の消防用車両(小型動力ポンプ車、資機材搬送車)等の整備に要する経費に対する補助。 (補助基準額 1,500 千円の 1/3 以内)

(3) 災害に強いまちづくり

事業名	事業内容
●防災ダム事業	第二清願寺地区(あさぎり町)を受益地とした、洪水被害の未然防止や地域住民の安全を確保するため、洪水調整ダム及び関連施設の新設又は改修。 実施地区: 第二清願寺地区
●ため池等整備事業	第二蓑谷地区(湯前町)を受益地とした、農地や農業用施設の災害の未然防止を図るためのため池等の整備。 実施地区: 第二蓑谷地区
●地すべり対策事業	浦地区(天草市)等を受益地とし、地すべり防止区域を対象として地すべり発生要因を抑止工や水抜工等により抑制・抑止し、地すべりによる災害の発生を未然に防止。 実施地区: 浦地区、小田浦地区、柏ノ木第2地区、陣の平地区
●特定農業用管水路等特別対策事業	砥用2期地区(美里町)等を受益地とし、石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及び代替製品への更新を行い、住民等への健康被害を防止。 実施地区: 砥用2期地区、相良地区、実地区、鬼木地区、棚葉瀬地区

事業名	事業内容
<p>●海岸保全施設整備事業</p>	<p>天草海岸地区(天草市)を受益地とした、高潮等海水による浸食の被害から背後の農地及び地域住民の生命や財産を守るための海岸保全区域内にある堤防や樋門等の整備。 実施地区：天草海岸地区</p>
<p>●湛水防除事業</p>	<p>竜北地区(氷川町)等を受益地とし、農地や人家への湛水被害の未然防止や地域住民への安全を確保するための排水機場の改修。 実施地区：竜北地区、芦北第一地区</p>

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

高齢者や児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るため、次の事業を実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

(1) 児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

事業名	事業内容
●少子化対策総合交付金事業	市町村が少子化対策として行う結婚、妊娠、出産までの支援に総合的に取り組む経費を助成。 (県 3/4 他)
●よかボス推進事業	行政、企業等の「よかボス」の普及促進により、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本を創り、子育てしやすい環境を整備。
●地域療育総合推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・療育の中核機関となる児童発達支援センター（県内8圏域に設置）が実施する事業に係る費用の一部を補助する。(国 1/2、県 1/2) ・市町村（2圏域）が実施する児童発達支援センターの機能強化等にかかる費用の一部を県が負担。(国 1/2、県 1/4、市町村 1/4) ・難聴児に対する療育支援事業に係る委託費用等(県 10/10)

(2) 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

事業名	事業内容
●地域福祉の推進	<p>高齢者、障がい者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域福祉を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の縁がわ活動支援のための相談窓口設置及び情報交換会の実施 ・地域福祉活動に取り組む団体等への助成 ・包括的な支援体制整備に取り組む市町村への

事業名	事業内容
●やさしいまちづくり	<p>相談対応及び研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制整備の一つの手法である重層的支援体制整備事業に取り組む市町村への支援
●やさしいまちづくり	<p>高齢者や障がい者を取りまく意識上のあるいは物理上の障壁を取り除き、県民誰もがいきいきと暮らせるような社会を築く「やさしいまちづくり」を推進する。</p>
●障がい者福祉施設整備事業	<p>障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助する。 (国 1/2、県 1/4)</p>
●認知症サポーターアクティブチーム支援事業	<p>認知症サポーター養成率日本一を維持しつつ、認知症サポーターが活躍できる機会を増やすことで、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症サポーターアクティブチーム認定事業 (2) キャラバン・メイトスキルアップ事業 (3) 認知症サポーター養成事業
●高齢者を支える地域活動支援事業	<p>過疎化・少子高齢化の進行や担い手の減少により、高齢者の生活を支える地域資源が乏しく、採算性・効率性の観点から新規開発が進まない地域において、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して生活を継続することができるよう、新たに地域の実情に応じた在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む事業者を支援。</p>
●訪問看護推進事業	<p>高齢化の進展に伴い増加が見込まれる在宅療養者に適切に対応するため、訪問看護ステーションの経営強化等を図り、県内全域で高度で安定した訪問看護サービスを提供。</p>

事業名	事業内容
○地域支援事業交付金交付事業	<p>(1) 訪問看護師を新たに採用し人材育成に取り組む小規模なステーションに対し、一定期間の運営費等を助成。</p> <p>(2) 訪問看護に係る課題に対応し、地域における訪問看護提供体制の安定化・推進を図る拠点として県看護協会に設置される「訪問看護総合支援センター」において実施する経営支援・人材確保・質の向上に係る取組を支援する。</p> <p>高齢者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、以下に掲げる支援体制の構築等を一体的に推進する、市町村の地域支援事業に対する交付金。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における包括的な相談、支援体制 ・多様な主体の参画による日常生活の支援体制 ・在宅医療と介護の連携体制 ・認知症高齢者への支援体制 <p>国 25/100 県 12.5/100 (総合事業) 国 38.5/100 県 19.25/100 (包括的支援、任意事業)</p>
○特定健康診査等実施	<p>市町村国民健康保険が行う特定健康診査・特定保健指導の実施に要する費用について、市町村に対して補助。</p> <p>(国 1/3、県 1/3)</p>
○市町村健康増進事業	<p>市町村が実施する健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、歯周病疾患検診、骨粗しょう症検診等)に要する経費に対して補助。</p> <p>(国 1/3、県 1/3)</p>
○介護基盤緊急整備等事業	<p>地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備等を行う市町村等に対して、その施設整備費を助成</p>

事業名	事業内容
○市町村老人クラブ活動 推進事業	市町村が行う高齢者地域福祉推進事業のうち、 単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対 する事業に要する経費を助成 (国 1/3、県 1/3)
●○施設開設準備経費助 成特別対策事業	施設の開設時から安定した質の高いサービスを 提供するため、老人施設等の整備を行う市町村、 社会福祉法人等に対して、施設の開設準備に要す る経費（人件費、研修費、備品費等）を助成
●○老人福祉施設整備等 事業	老人福祉施設等の改築等を行う市町村、社会福 祉法人等に対して、その施設整備費を助成

7 医療の確保

過疎地域における医療の確保を図るため、次の事業を実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

(1) 過疎地域を支える医師の確保

事業名	事業内容
●自治医科大学及び卒業医師派遣事業	地域医療に従事する医師の養成を目的とした自治医科大学の運営費を負担。また、へき地医療に従事する医師の確保を図るため、同大学を卒業した医師を一定期間へき地等の医療機関へ派遣。
●医師修学資金貸与事業	地域医療を担う医師を養成するため、知事が指定する病院等で一定期間勤務することで返還免除となる修学資金を熊本大学医学部生に貸与する。
○認定制度を活用した医師少数区域等の勤務推進事業	医師少数区域等に一定期間(6か月以上)勤務した医師を厚生労働大臣が認定する制度により、認定医師が医師少数区域等で勤務しながらキャリア形成ができるよう、研修受講経費等に対する費用を助成する。 負担割合：国 1/4、県 1/4、医療機関 1/2

(2) へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充

事業名	事業内容
○へき地医療施設運営費補助	へき地医療拠点病院及びへき地診療所の運営に対し、運営費の一部を国及び県が補助。 <ul style="list-style-type: none"> ・へき地診療所運営費補助金 国：2/3、事業者：1/3 ・へき地医療拠点病院運営費補助金 国：1/2、県：1/2

事業名	事業内容
○へき地医療施設・設備整備費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地患者輸送車運行事業費補助金 国：1/2、事業者：1/2 ・へき地医療拠点病院設備整備費補助金 国：1/2、県：1/2 ・遠隔医療設備整備費補助金 国：1/2、事業者：1/2 <p>へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の施設整備や設備整備に対し、費用の一部を国及び県が補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地診療所施設整備費補助金 国：1/2、事業者：1/2 ・へき地医療拠点病院施設整備費補助金 国：1/2、県：1/2 ・へき地診療所設備整備費補助金 国：1/2、事業者：1/2 ・へき地医療拠点病院設備整備費補助金 国：1/2、県：1/2 ・遠隔医療設備整備費補助金 国：1/2、事業者：1/2

8 教育の振興

過疎地域における教育の振興を図るため、次の事業を実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

(1) 公立小中学校等の教育施設の整備

事業名	事業内容
○熊本県公立学校情報機器整備事業	義務教育段階の1人1台端末更新に係る市町村への補助

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備

事業名	事業内容
●学習機会提供事業	県民に対して、生涯学習の機会を提供する事業。県が指定管理している県生涯学習推進センターにて、前期（4月～9月）と後期（10月～3月）にそれぞれ10講座ずつ開講し、様々なテーマを学ぶ機会を提供する事業。
●生涯学習情報提供事業	各市町村の公民館講座の講師や各個人や団体・職場等からの問い合わせに対し、研修講師を紹介する事業。県が認定している「県民カレッジ認定講師」等を中心に紹介している。

9 集落の整備等

集落の維持・活性化を図るため、次の事業を実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業	民間事業者が中山間地域等にサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合に、その整備費用の一部を補助。 補助率 新築 1/5 改修 2/3 補助限度額 200万円/戸

10 地域文化の振興等

- …県において実施するもの。
- …過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●熊本県芸術文化祭	<p>県内の文化芸術の振興及び次世代への継承を図るため、熊本県内における最大の文化芸術の祭典として県内一円で開催するもの。</p> <p>開催期間中は約 150 の文化芸術団体が各地で文化・芸術的催物を実施している。</p>
●くまもと子ども芸術祭	<p>子どもたちが主体の文化芸術の披露を通じて、次世代の伝統文化の担い手を育てるとともに、地域に根差した文化芸術の活性化を目的に、子どもたちを中心とした舞台・展示等の催物を例年、地域巡回方式により実施している。</p>
●子ども芸術文化活動支援事業	<p>同じ分野の伝統芸能に取り組む子どもたちが地域間交流を通じて、伝統芸能への誇りや守り続けることの大切さを認識することで、次世代への継承に繋げることを目的としたイベントを実施。また、地域間交流活動を主体的にかつ継続して行う伝統芸能団体の交流活動費に対する補助を実施。</p>
●鞠智城整備事業	<p>全国的に数少ない古代山城鞠智城跡の保存と活用を図り、郷土の歴史に関する野外学習の場としての機能を充実させるとともに、歴史公園として整備。</p>

11 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用の推進するため、次の事業を実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●県民ゼロカーボン行動促進事業	2050年ゼロカーボンに向けた県民運動等を展開し、省エネルギー、エネルギーシフト、再生可能エネルギーの利用等を推進。
●総合エネルギー計画推進事業	「くまモンソーラーデータバンク」を活用し、屋根置型太陽光発電の普及を推進。
●メガソーラー等立地協定協定締結促進事業	再エネ事業者、本県及び立地市町村による三者協定を締結し、地域共生型の再エネ開発を促進。
●再エネ促進区域等支援事業	市町村における促進区域設定を支援することで、環境、景観、防災へ配慮した再エネ施設の立地・管理を促進。
●県有施設への再エネ導入推進事業	県の率先行動として、県有施設に再エネ設備等を導入。